

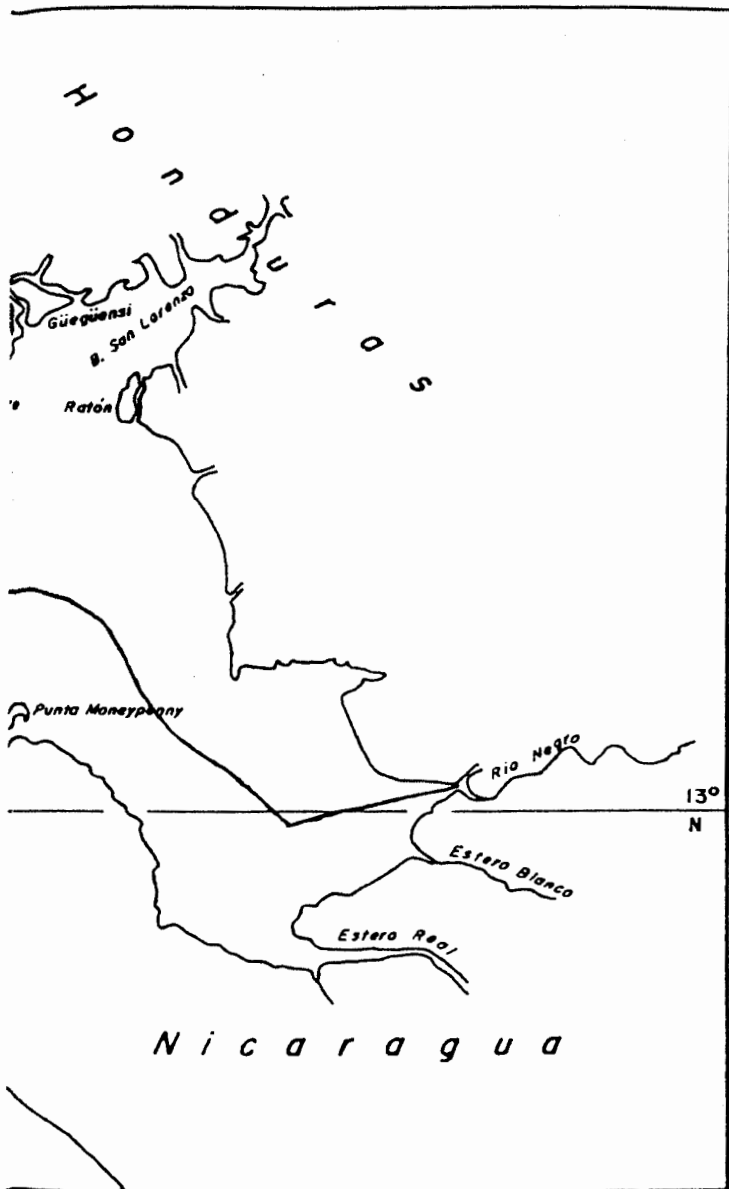
中米フォンセカ湾の法的性格（その一）

宮崎 孝

はじめに

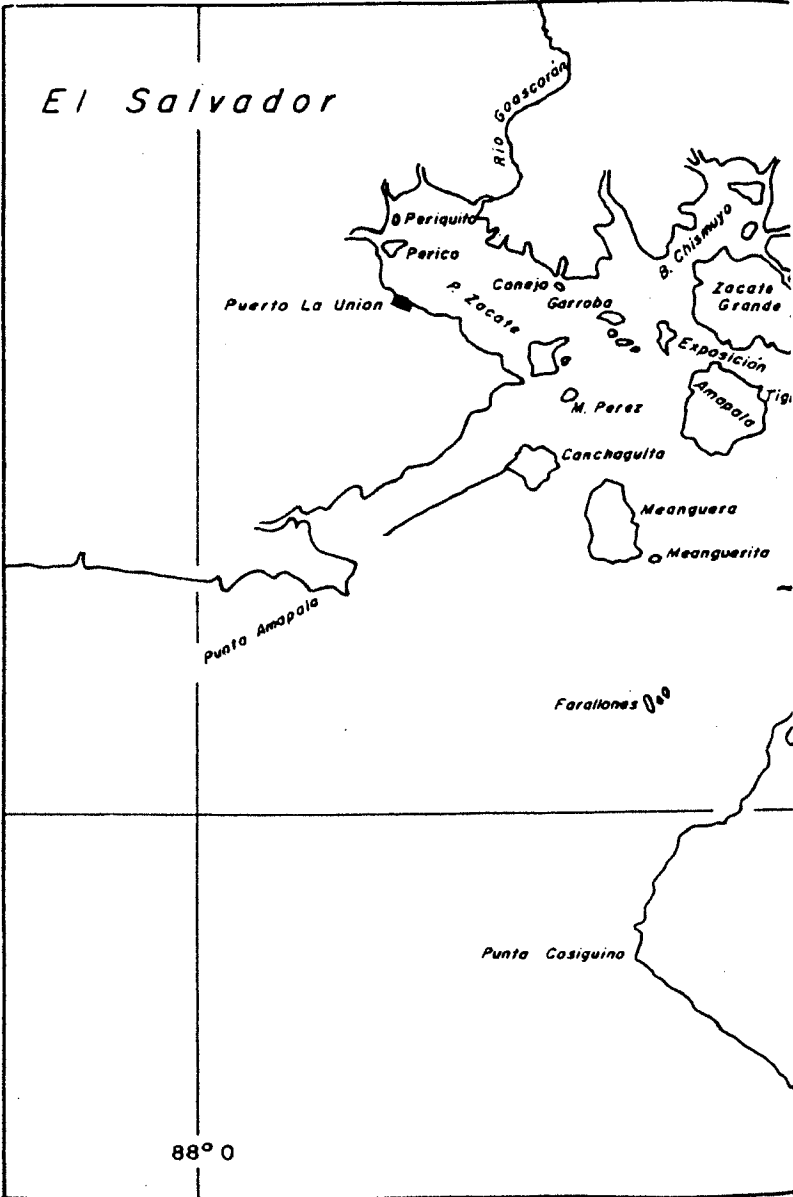
- 一、フォンセカ湾の小史
- 二、一九一七年中米司法裁判所判決の要旨
- 三、エレーラ教授の学説とホンデユラスの立場（以上本号）
- 四、一九九二年国際司法裁判所判決と小田判事意見の要点及びその評価（以下次号）
- 五、国際慣習法の形成とフォンセカ湾の地位
 - (一) 国際慣習法の淵源と地域慣習法
 - (二) フォンセカ湾の国際法制に関する結論

Fonseca



エレラ教授著書(注2)所収

Golfo de



はじめに

フォンセカ湾（以下「フォ湾」と略する）は、中米の太平洋側に位置し、エルサルヴァドル、ホンデユラス及びニカラグワの三国に囲まれた湾で、面積は約二、一五〇平方キロ米、湾口の広さは約三七・五二キロ米である。この湾が国際法上の話題となるのは、ニカラグワ（以下「ニ」）が一九一六年米國とブライアン・チャモロ条約を結び、その中でフォ湾の「ニ」の主權に屬する区域に海軍基地建設を許可したのに対して、エルサルヴァドル（以下「エ」）が、これが自國の同湾内の共有の權利と国防上の利益を害するとして、中米司法裁判所（以下、中米裁）に提訴してからである。中米裁は一九一七年三月九日の判決で、ほゞ「エ」の主張を認め、「フォ湾」を湾岸三国の共有に屬する「歴史的湾」とし、ブライアン・チャモロ条約は「ニ」の權利を侵害するので、廢棄されるべきである、と判示した。「ニ」はこれを不服として従わなかったが（同國は「フォ湾」の同國の排他的管轄下にある部分に、外國の基地の建設を認めることは、同國の主權内の行為であつて、國際法上問題とすべきものではない、と考えた）、米國國務省は既に一九一四年二月一八日付のワシントン駐在「エ」公使宛書簡で、「フォンセカ湾が沿岸國の管轄内にある領土的湾であるとの貴方抗議にのべられた立場に、國務省は反論する意向を有しない。」と回答しており、實際に「フォ湾」基地の建設は差し控えた。沿岸國の一つであるホンデユラス（以下「ホ」）は、訴訟當事國ではなかったが、「エ」及び中米裁が、本件訴訟において、「フォ湾」を沿岸三国の共有に屬する、とした点に抗議した。しかし、この中米裁判決の結果、「フォ湾」は、複数沿岸國を有する「歴史的湾」の例として、

オツペンハイム、ジェニングス等の著名な国際法学者がその著書等に引用するところとなつた。⁽¹⁾

その後、同湾の法的地位については、不明確なまゝ、推移したが、「ホ」と「エ」との間では国境紛争が絶えず、一九六九年にはいわゆる「サッカー戦争」(又は「百時間戦争」)が両国間に勃発した。この戦争の收拾に当たり両国間ではいくつかの協定が結ばれたが、米州機構(OAS)の仲裁により一九八〇年一月三〇日ペルーの首都リマで調印された平和条約では、セカ所の陸上の国境が決定され、その他の陸上の係争地並びに「フォ湾」内の島及び水域の法的地位、つまり沿岸各国の同湾水域及び湾内にある係争中の島(メアングラ等)並びに湾口閉鎖線に接する海域(太平洋における領海等)に対する各国領土権の範囲について、両国が六〇日以内に合意できないときには、問題は国際司法裁(以下ICJ)に付託されるものと定められた。右の期間内に合意は成立しなかつたため、両国は一九八六年五月二四日に至つて、グワテマラのエキスプラスで、紛争をICJの決定に委ねる協定(コンプロミソ)を締結した。同年一月二日に、両国はこの協定をICJへ送達し、受理された。

こゝにICJの審理が始まり、ICJ特別裁判部(五名の判事で構成)は約六年後の九二年九月十一日に判決を下し、両国はこれの受諾を声明した(この間一九九〇年に、三番目の沿岸国であるニカラグワ(以下「ニ」)が訴訟参加(ICJ規程第六二条)した)。同判決は、陸上六カ所の国境係争地のうち四を「ホ」領と認定し、かつ「ホ」湾を沿岸三国の共同主権下にある歴史的湾(内水)として、その湾口から太平洋に向けても、「ホ」を含む三国の領海、隣接水域及び排他的経済水域に対する共有権を認めた。五名の判事のうち小田滋博士のみは「フォ湾」を歴史的湾と認めず、これを沿岸国の領海であり、「ホ」の領海部分は湾口に達しないので、同国は湾外に沿岸国としての諸権利を有しない、との個別、反対意見を表明した。

この判決は、五〇回に及ぶ口頭弁論を経て下されたもので、四二六ページに上るICJ史上最長の判決となった。筆者は判決當時たまたま「ホ」に居住しており、この判決内容が予想以上に「ホ」に有利であり、「ホ」官民が、ことに判決が「ホ」に対し太平洋水域への権利が認められたことを高く評価している事実には、印象づけられた。他面、「フォ湾」に関する限り、判決の立論自体、ことに現在の領海一二カイリ原則に反して同湾内に三カイリの海岸国の主権が排他的に及ぶ水域を認められた点に、特異性を感じた。この事件は、慣習国際法がいかに形成されるかの観点から興味のある事例であると思われる。

以下に、ICJ判決が参考とした一九一七年の中米裁判決のみならず、本件訴訟における「ホ」主張の理論的後盾となったとされ、「ホ」国立自治大学教授をも勤めて来たエレーラ博士（パリ大学法学博士。「ホ」の駐ベネルックス三国大使、国連海洋法会議代表等の外交ポストを歴任の上、一九九二年結成された中米統合機構（SICA）の事務局長を勤め、「ホ」政府から閣僚の地位を与えられた。）の著書等を参考にしつつ、ICJ判決の「フォ湾」に関する部分を分析し、さらに国際慣習法の形成の観点からの評価を試みることにしたい。

一、フォンセカ湾小史

「フォ湾」は一九二二年にスペイン国王の名の下に、ヒル・ゴンサレス・ダヴィラによって発見され、インド評議会の長ホアン・ロドリゲス・デ・フォンセカの名をとって命名された。⁽²⁾ スペインは一五六四年の勅令で同湾をグワテマラ王領に編入した。一八二一年には同王領はメキシコとともにスペインから独立し、一八二四年には「フォ

湾」を囲むエルサルヴァドル、ホンデユラス、ニカラグワの三地方は中米連邦共和国を結成した。一八三八年には同連邦は解体し、翌三九年には前記三地方はそれぞれ独立した。

前述の中米裁判決後も、「ホ」とほゞ同じ大きさの人口を抱えながら、「ホ」の半分の領土しか保有しない、「エ」からは、「ホ」との国境地帯への「エ」人の侵入・定住という形で的人口圧力がかかりがちであり、両国間には国境紛争が絶えなかったことは、冒頭に述べた通りであるが、その詳細の紹介は差し控える。

中米といえは、日本ではメキシコからパナマにかけての北アメリカ州の南部を思い浮かべる。しかし、ラテン・アメリカではメキシコは北米の一部とされ、中米はグワテマラ、「ホ」、「エ」、「ニ」、コスタリカの五カ国を指す場合が多く、パナマとベリーズ（旧英領ホンデユラス）は必ずしも中米に入らない。中米五カ国は互いを姉妹と呼び合い、「ホ」の英雄フランシスコ・モラサンが設立した中米連邦（一八三〇年成立、一八三五年崩壊）解体のあと、二十世紀に入ってから、中米司法裁、中米共同市場を含む中米機構—ODECA—（一九五一年成立）や中米統合システム（SICA、一九九二年成立）、その他の多くの地域協力のための協定や組織を締結・結成して来た。その反面、第二次大戦後の時期だけでも、一九六九年の「ホ」、「エ」戦争、一九七二年「ニ」の左翼サンディニスタ革命に伴う内戦における、米国の支援を受けた反革命勢力（コントラ）に対する「ホ」の国境地帯の基地の提供、「エ」のファラブンド—マルチ国家解散戦線（FMLN）との内戦の過程における反乱軍・政府軍の「ホ」領への越境事件の頻発などを通じて、ことに「フォ湾」の三沿岸国間の関係は緊張を繰り返して来た。

本稿テーマの主役である「フォ湾」内においては、三国間で漁業紛争はしばしば起ったが、船舶の通航に関するもめ事は殆ど生じて来なかった。これは、ことに「ホ」と「ニ」の「フォ湾」沿岸の経済発展が遅れており、「フォ

湾」が、かつて期待されたような経済的・軍事的価値を發揮するに至らなかつたことに由来する。しかし、一九五〇年代以降、領海をこえて大陸棚や経済専管水域の設定を求める沿岸国の動きが、南北アメリカを通じて活発化するにつれて、「フォ湾」沿岸諸国でも各国支配水域の拡張への動きが出（ことに「エ」は二百カイリ領海を憲法で定めた）、また日本を始めとするアジア・太平洋経済圏の繁栄が喧伝されるにつれて、太平洋岸の「フォ湾」に対する沿岸三国の関心は高まる傾向が見られる。

二、一九一七年中米司法裁判決要旨⁽³⁾

ICJ判決は、小田判事が個別意見で指摘し、他の論者も述べているように、「フォ湾」の法的性格を検討するに当たり、一般国際法よりは、一九一七年の中米裁判決の論旨に大きく依存した。⁽⁴⁾これは、「フォ湾」が歴史的湾である（つまり、中米、ことに沿岸三国が歴史的慣行として、この湾に通常の沿岸水域とは異なる法制を適用して来た）として、その国際法としての認知を求めたこと、関連しており、同判決自体も、歴史的湾に関する一九一一年（英国対ノルウェイ漁業事件）及び一九八二年（チェニジア対リビア大陸棚事件）のICJ判決部分を引用しつつ、その「法制」を発見するためには、湾の歴史を具体的に調べなければならない、と述べている（ICJ判決第三八四節）。

「フォ湾」の法的性格に関する中米裁判決の内容を紹介するに当たり、(1)「フォ湾」の歴史湾としての性格、(2)その沿岸国による共有の有無、(3)湾水に対する沿岸国の権力行使（沿岸三カイリの排他的管轄水域及び海上監査

区域 II zona de inspección marítima)。(4)湾内の無害通航権、の諸問題に焦点を当てるが、これらの問題は錯綜しており、判決の各所に関連して論じられているため、以下に、筆者なりに適宜行った判決全体の要約を、紹介することとしたい。

1. 「フォ湾」の法的性格についての判事の投票結果

中米裁判事が投票で評決を行った二四の論点のうち、九一七問が「フォ湾」の法的性格に関する問題であった。評決ぶりは次のとおり。

第九問 「フォ湾」の法的地位は何か？

答 全判事―歴史的湾で閉鎖海（筆者注 II こ、でいう閉鎖海は内海の意味とも思われるが、後述の判決の文言からは、沿岸国の支配下にある一種の領海を意味しているようにも思われる。）の性格を有する。

第一〇問 当事国はこれらの性格のいずれに同意しているか？

答 全判事―閉鎖海であるという点。

第一一問 前記回答と当時国の一致した意見によると、湾の支配権等に関する法的状態はいかなるものか？

答 四判事―三沿岸国の共有に属する。

グティエレス II ナヴァス判事―それぞれの部分が各沿岸国に属する。

第一二問 沿岸国の監査区域に属する水域が湾口で重なり合うことについて当時国は合意しているか？

答 全判事―然り。

第一三問 監査区域は沿岸国の海岸に対してどの方向に設定されるべきか？

答 四判事―湾の内外で、海岸線に沿って。

「グ」判事―湾内に三カイリの領海、湾口の最狭部に引かれた線から外洋へ向けて三カイリの領海、更にその先に九カイリの監視区域が伸びる。

第一四問 湾の沿岸水域 (liberal maritimo 筆者注 三カイリの「領海」) 以外で、各国の監査区域が重なる水域に「エ」と「ニ」の共有権が存在するか？

答 四判事―然り。

「グ」判事―否。

第一五問 従って、沿岸国の海岸及び島の沿岸水域三カイリ (沿岸国が排他的主権を行使する) は沿岸国の国内法及び国際法に照らし、共有から除外されるか？

答 三判事―然り。

「グ」判事―否。なぜなら閉鎖湾には沿岸水域は存在しないから。

ボカネグラ判事―然り。湾は一国ではなく三国に属するため、当事国が湾の閉鎖海の性格を認めた以上、排他的支配のための三カイリ海域が必要。

第一六問 「ニ」政府がブライアン・チャモロ条約による海軍基地建設権を与えたことは「エ」の湾共有権を侵害するか？

答 四判事―然り。

「グ」判事―否（筆者注Ⅱ「グ」は「ニ」出身判事）

第一七問 「フォ湾」に海軍基地を建設することは、「エ」の安全を害するか？

答 三判事―然り。

「グ」判事―否。

「ボ」判事―然り。米国の交戦相手国が海軍基地を攻撃する危険性があるから。

2. 先決判決略。

3. 判決付記

「ホ」の外務省が、昨年九月三〇日付の「エ」外務省宛書簡の写を当裁判所へ提出し、その中で「エ」の申立ての正文に抗議し、「ホ」政府は「ホ」に属する湾の水域について「エ」やその他の共和国との共有の状況を認めないことは、旨宣言した。

4. 判決第二部第二節「フォ湾」の法的状態に関する分析（筆者注Ⅱこの部分の区分けは筆者が適宜行った。なお、判決文では文節毎に番号はうたれていない）

お、判決文では文節毎に番号はうたれていない）
湾の法的状態を決定するには、歴史・地理・沿岸国の重大利益の三重の観点から、湾の特性を明らかにすることが適当である。

① 約四百年來同湾で行使されてきた排他的支配権 (derecho de dominio exclusivo) の歴史的起源は、明らかである。第一に、発見の年一五二二年にカステイヤ王国に編入されて以来一八二一年まで、スペインの支配下において行使された。第二に、この支配権は中米連邦共和国により一八三九年まで行使された。第三に、この年

連邦解体後、スペインの正当な継承国家として「エ」、「ホ」及び「ニ」が、自然が入江の形で分離した湾と湾内の群島を、地理的理由及び共同防衛上の理由から必要な一つの附属領 (*dependencia necesaria*) として、それぞれの領域に編入した。

こうした三つの時期を通して、政府当局は湾の支配と平和的な所有を明白な形で確認した。その間いかなる国の抗議も受けずに、政治的組織、国家の安全保障や衛生・財政規則の順守確保目的の警察的行為を実施し、かつ法律を制定して来た。「フォ湾」におけるような数百年にわたる所有は、国際社会の黙認 (*acquiescencia*) を得てのみ維持され得たものである。パナマ運河及び中米のいかなる地域をも支配する要塞をつくらないことを、英米が相互に約束した一八五〇年のクレイトン・ブルワー条約は、中米の弱小国の主権と独立を尊重する原則を確認し、「フォ」湾の国際法律関係に関する規範として役立つた。

② 湾口を形成する「エ」と「ニ」の海岸から一二カイリに海岸に平行した線を引くと、それは重なり合つて湾は閉鎖され、中米管轄下の内域 (*seno interior*) がつくられる。

③ 米国の地理学者 E・G・スクワイアは、「フォ湾」は良港を擁し、造船や船舶修理、並びに生産性豊かな土地を提供し、沿岸三国間の地域貿易のため多大な商業上の重要性を有するとして、同湾が中米の太平洋岸において最も重要な位置を占める旨の、同人が米国政府の中米における代表であった当時の発言を再確認した。同湾は大西洋と太平洋をつなぐ中米横断鉄道の始・終点となるし、徴税の確保や沿岸国の利益保護、独立主権防衛の観点からも重要である。

④ 「フォ湾」は「特殊な歴史的湾」の分類に属し、沿岸国の排他的支配に服する。同湾は国際法の学説及び先例

が確立した領水 (aguas territoriales) の性格又は条件のすべてを備えている。つまり数百年にわたる、又は記憶されない昔から、支配の意思 (amino domines) をもって平和裡に継続され、かつ他国家の黙認を得た地位である。同湾には、沿岸国の経済、商業、農業及び工業にとり死活的な重要性を有する多くの利益を守る特殊な地形がある。また、これらの国が、こうした根本的な利益及び国防上の利益のため、この湾を完全に所有する絶対・不可欠な必要がある。

⑤ 「エ」の申立書に述べられた法的諸点に対する答弁において、「二」は次の点に同意している。

a. 「フォ湾」は閉鎖海又は領海 (mar serrado o territorial) であり、その沿岸国に所属する。

b. 同湾は沿岸三国の排他的支配 (dominio exclusivo) に属する湾である。

c. 沿岸三国が湾の所有者であつても、各国に所属する部分においては、法律的な意味での共有 (comunidad) は存在しない。ただし、二国以上の国の間の国境不画定は共有を構成しないからである。不画定が植民地支配下又は中米連邦の下で存在したとしても、スペイン統治下では植民地の領域画定の例はあつた (一五四一年のインド並びに大洋の島及び陸の総督等に宛てられた、カルタゴ総督領の境界を守るように命ずる勅令など)。

d. 「二」は、沿岸国が国権 (imperium) を絶対管轄水域をこえて行使できる旨認めているが、それは海岸から前方へであつて、左右の他国の領海 (そこでは他国の主権の壁にぶつかる) に向かつてではない。

e. 沿岸国の管轄水域 (aguas jurisdiccionales) は湾内では重複しない。従つて、そこでは沿岸国は警察・保安・防衛の権利を行使できるが、主権及び共有権を有しないし、行使し得ない。

⑥ バルベレナ、アルカイネ両技師の調査は、国際法及び沿岸国法上、沿岸国が管轄権を行使する二種の水域の存在を明らかにしている。i. 沿岸国が絶対的かつ排他的な管轄権を有する海岸沿いの三カイリ、ii. 防衛・財政目的の国権が行使される九カイリの水域（筆者注||これを海上監査水域という。）湾口の「エ」のアンバラ岬と「ニ」のコシグイナ岬から、海上監査水域（*zond de inspectie maritima*）を画定しても、重複する。そのまゝ、沿岸にそつてこの水域を延長すると、メアンゲリタ島とコシグイナ半島間の更に狭い湾口部分やフアラヨン諸島と「コ」半島周辺に至ると、重なりは益々大きくなり、沿岸国の排他的支配権の及ぶ「領海」にまで侵入するおそれがある。メアンゲリタ島と「コ」半島間の線で湾口が八カイリ強、「ニ」沿岸のフアラヨン諸島から「コ」半島まで）四・二五カイリであり、大砲の十字砲火により守りうるという領海の一つの条件を構成する。しかし、これによつて湾が面積が小さいことを理由に領海であると結論づけるわけにはいかない。ただし、主として湾口部分で海上監査水域が重複することは、各沿岸国の排他的支配権に含まれる部分よりも大きな水域の存在を示すからである。また勿論、「フォ湾」の広さをもつた水域に、カルヴォ、グロテイウス、ワツテル等の学者の概念（筆者注||領海三カイリ原則のことを意味するものと思われる）を適用することはできない。

上述のような距離の短さは、湾の所有国が外部からの攻撃から湾を守るといふ戦略上の考慮から、排他的支配（*dominio*）を維持する必要性を立証するものにはかならない。このことは、極めて特殊な法的地位を「フォ湾」に付与する今一つの主要な特徴として、継続的・平和的で異論のない湾の水域の利用が証明されることか
ら来る支配権の歴史的起源を考慮に入れざるをえないとき、益々明白となる。

⑦ 「フォ」湾の法的性格は、その入口のさしわたし以外の重要な条件によつても規定される。本裁判所は同湾が

歴史的湾で閉鎖海の性格を有すると考えるが、その理由は一九一〇年九月七日のハーグ常設仲裁裁判所の仲裁判決（筆者注Ⅱ北大西洋漁業事件）が領海につき判示したところ及び当該訴訟でドラゴ判事が述べた意見に依拠する。この判決は、英国が米国と結んだ条約にいう湾とは、「地理的な湾」であるとの英国の主張を受け入れ、「湾の性格は、領土主権国の利益にとり、開かれた海岸に関するよりも、密接かつ重要な関係を有する諸事情に従属する。」とする。つまり、領土保全及び国防、貿易並びに工業の諸事情は、国の海岸線の内側に入り込む湾の支配と、重大な関係を有する。

ドラゴ博士は判決を論じて曰く、「六カイリ（三カイリの二倍）以下の入口をもった湾内の水域は領水とするのが原則である。しかし、英国等の国々は、最近結んだ多くの条約で、湾口の広さを一二カイリまで認めている。しかしこれは通常の湾に関することで、歴史的湾は別である。既に見たように、管轄権の範囲に関するすべての規範を通ずる原則は、国の財政利益、人及び領域を守るという優越的な必要が、隣接する海及び湾に対する主権の根拠となる、ということである（筆者注Ⅱとして、「ド」博士は、人口密集地に近いか、魚等の資源があるか、等によって湾の防衛の必要は異なるが、国土の内部に入り込んでいるため、その完全、絶対かつ議論の余地のない所有が不可欠な湾がある、として、デラウエラ、チエサピーク、コンセプション各湾の例をあげ、またケント外相、デイカリング、ブキャナン、デーヴィス各国務長官の意見を引用している）。米国は、この訴訟において、湾一般に関し湾口六カイリの厳格なルールを守っている。しかし多数の当局や論者と同様に、重大な湾は例外としている。この例外的な湾は多くの条約に現れているし、学説も明確に認めている。継続的慣行、国防上の必要、明白に表明された所有の意思は、この場合とくに重要である。これらは、特別に認めら

れた権原としての取得時効に、そのすべての効力を付与し、歴史的湾を、それに対する主権を宣明し、他国の黙認を得てこれを所有し、自らの支配権に編入した沿岸国の所有に属する独特な分類とする。」

- ⑧ 最後に、米国政府自体、國務省から駐ワシントン「エ」国大使宛の書簡で、「貴方の抗議は、「フォ湾」が、その湾水が沿岸国の管轄内に含まれる歴史的湾であるということを根拠にしているが、國務省はこの点に反論する意向を有しない。」旨のべているところ、これは明らかに沿岸国の主権を疑いの余地なく肯定する旨を明白に確認するものである。國務長官は、米国の代表や政治家が、米国の海岸に所在する重大な湾に適用されると宣明した伝統的な原則 (doctrina) に従わないわけにはいかなかったのである。

- ⑨ スペイン王領を構成した県 (provincias) 間の管轄の区分は、歴史的な事実を照らして検証し、その結論と現在沿岸国を律する法律関係を調和させなければならない (として、スペイン時代の境界は概して不分明又は大雑把であったとのべたあと)、「フォ湾」については、その水域の利用について、沿岸国の和を乱すような重大な事実は起らなかったため、沿岸国政府は隣国の権利行使と衝突が起りそうな部分についてのみ、境界を定めるにとどまった。よって混合委員会は、一八八〇年には「エ」と「ホ」の間、一九〇〇年には「ホ」と「二」の間の陸上境界線を画定し、同時に「フォ湾」内の入江から湾内のある点まで線を引いた。このうち「エ」・「ホ」間の境界線は「ホ」議会が承認せず、「ホ」・「二」間の「フォ湾」内の境界線のみが残った(筆者注)。「ホ」・「二」間の陸上境界線であるネグロ河口から発し、エルティグレ島の南端とコシグイナ半島のマニベニ岬(口サリオ岬)の間に引かれた線の間点まで達するのみで、それから先の湾水については、未画定に終わった)。さしわたし三五キロの湾口に至る沿岸国に属する水域の相当部分が未区分のままで、従って大部分の水域は「エ」

と「二」間で未区分・共有の状態にある（筆者注Ⅱここでは、「ホ」が共有者としてあげられていない。）バルベレナ、アルカイネ両技師がのべ、「エ」が認めたような重複も認められる。この共有は、両国の管轄権が重複する水域でも両国が国権を行使したことが示すように、沿岸国の継続した平和裡の慣行から生じた。それ故に、この法的状態は、沿岸国の海岸と島の領海を形成する三カイリの水域（沿岸国が排他的、絶対の支配・所有を及ぼす）には存在しないし、沿岸国の領海が重複する島や岬の間の水域にも共有は存在しない、と結論づけられる。これらの水域の分割は、国際法の認められた原則に従った合意の対象となるべきである。従つて未分割水域の管轄権行使は、共有という湾の法的性格と、貿易その他の国の発展と繁栄に不可欠な産業の重大な利益を守る大きな必要に基づいて行われる。

⑩ 相互利用の対象である湾の共有水域の使用形態の変更は、厳格な平等性の下に、共有の利益と調和する限りにおいて行使されるべき管轄権の取消しを意味する。共有者が共有物の使用・享有を改めたり、これを他人に譲渡したり、分割したりすることは、これが他の共有者に利益をもたらすものであつても、共有者の同意がない限り、許されない。本事件においては、「二」政府によつて、米政府に対して行われた海軍基地の譲許は、必然的に「エ」が共同主権を有する湾水の占拠、使用及び利用を予想するため、これらの権利は事実上無効となり、少なくとも制約される。ただし、米国の軍艦並びに基地に属する領土及び海域は、米国の法及び主権に排他的に服することになるからである（ブライアン・チャモロ条約第二条）。つまり、問題の譲許は、三つの姉妹国の排他的かつ共同の支配下にある大陸の内部に、外国権力を取り込むこととなり、それ故、これらの国が自らの発展のために所有し守らねばならない重大な利益を、大きな危険に陥し入れる。

⑪ 一般に物の共有を律する原則は、国際的な観点から「フォ湾」にも適用することが可能である。ヘフエターは公法においても、民法上の契約によると同様な協約 (convenio) によらないある行為及び関係によつて、契約と類似の効果を生ずることがある、としている。一国が同時に複数国家に所属するといった偶然の共有の場合には、連合条約 (tratados de asociacion) におけるように、持分が予め決められている場合と異なり、権利義務の平等と各所有者が相互に損害を与えないという条件の下で自由に共有物を利用する権利が認められなければならない。最後に、他の共有者の同意なしに共有物の全体を処分することはできないという原則がある。共有の解消は条約によるか又は偶然によつてしか起りえない (筆者注) 判決はこのあと、学説が引く、一八七四年にプロシアとオーストリアがデンマークからシュレスヴィツヒルホルスタイン伯爵領に対する共同主権を取得した例、一八七六年チリとボリヴィアが西経二四度に相互的・確定的な領土所有権 (reciproca y definitiva propiedad territorial) を認め、かつ西経二三—二四度内のグワノ鉱床の所有権と開発権の共有を認めた例に言及した。⁽⁵⁾ 判決はさらに、「二」等中米諸国をはじめとする各国の民法の共有に関する規定にふれ、「二」のそれを引用した。

⑫ 当事国は湾内の絶対的管轄水域の先に海上監査権を認めるが、「二」は、これが沿岸から正面沖合に向かつてのみ、「エ」は、湾の内外に、存在する、とする。当裁判所は「エ」の主張を認める。ただし、エルサルヴァドル航海・海洋法は次のとおり定めているからである。同法第二条「低潮線から計つて三カイリまで (の海域) は国の支配圏 (dominio) である。但し、警察権は同じ線から一二カイリまで及ぶ。」

湾水が沿岸国に属することは、この第二の水域の存在を妨げることはできなかった。ただし、沿岸国は海岸

に接しない水域の使用・利用について、お互いに相互に適用される権利義務を有しているからである。またすべての国の商船はこれらの水域で無害航行の権利を有するため、沿岸国はこれに対応して安全、警察及び財政の目的のために必要な権限を、自国海岸の側に向けて行使する権利をもつからである。海上監査水域の線を湾内に延長するとき生ずる重複は、この衝突（筆者注Ⅱ重複をいう）を關係国政府が協定により解決する必要を示している。またこのことは、従来湾の共有者のお互いの寛容の下に行われて来た行為以外の行為により、この状態を乱さないようにする絶対の必要があることを示す。

「二」は国の支配権（*derecho de imperium*）は、三五キロの中をもつ湾口基線から外へ向けて行使され、湾内は除外されるとするが、それでも（湾内の）領海（*aguas territoriales*）以外の水域は、各国法令で外部者の使用について定められた若干の制約はあるが、共有者間に見られると同じ法的状態にあるとする。この主張を本裁判所は認めない。ただし、湾内の自国の権利を擁護しようとする「エ」の航海・海洋法の拘束力を否認することはできないし、またこれらの法令は国際法に合致しているからである。

- ⑬ 本裁判所により、「フォ湾」の歴史的湾・閉鎖海の法的性格が認定された結果、「エ」、「ホ」及び「二」は、各国の排他的支配に属する三カイリの沿岸水域を除く湾水の共有者として認められた。また、湾水の一部において沿岸国の監査権が重なり、他の部分では重ならない。従って、本裁判所は、これらの部分水域が湾内に位置するが故に、両方において、「ホ」の権利の明白な留保の下に、「エ」と「二」の間の共有が存すると決定した。
- ⑭ 一九一七年一月六日に「ホ」外相が国会に提出した覚書の本件関係部分は次のとおり（筆者注Ⅱ以下要旨のみ訳出）。

「エ」が本件訴訟申立てにおいて「フォ湾」全域において共有を主張したことを知って、「ホ」政府はこれに抗議することを義務と考える。「エ」は、「ホ」の海岸や島に隣接する排他的な所有者としての「ホ」の主権が及ぶ水域を含む「フォ湾」の全水域において、沿岸国間の共有状態が存すると思料している。

政府は、領海を超えた「フォ湾」の部分の法的状態が結局どのように考えられようとも、上述の水域に関しては、他のいかなる共和国との共有も、憲法が国家権力の保護の下において領土の保全が危殆に瀕することなく、認められることはあり得ない、と考える。

5. 判決主文抜粋

第三項―ブライアン・チャモロ条約は、「エ」の国家安全を脅威し、「フォ湾」水における同国の共有権を侵害する。

第五項―「ニ」は、同条約前に存在した権利状態を回復維持する義務を有する。

三、エレラ教授の学説とホンデユラスの立場

(一) エレラ教授の学説⁽⁶⁾

「フォ湾」に関する「エ」教授の考え方は、要するに「フォ湾」は歴史的湾（沿岸三国の内水）であるが、沿岸三国間の境界は沿岸三カイリの部分を除き、その大部分について未画定である、ということである。この考え方は、基本的に一九一七年の中米裁判決に関して、「ホ」が表明した立場及びその後一九五〇年代からの、国連海洋法会

議における「ホ」政府の立場とは、一致しているが、これは、同教授がこの会議における「ホ」の代表であった事情から当然の帰結であった。

まず、「エ」教授の、一九七四年出版された著書「フォンセカ湾の法的地位とその近接区域の制度」(Estatuto Jurídico de la Bahía de Fonseca y Régimen de sus Zonas Adyacentes)の要点を、次に抄訳して紹介する。

1. 「フォ」湾の歴史湾としての性格

(二一ページ) 若干のアラブ諸国が、「フォ湾」の国際法上の地位はアカバ湾にも適用されるとして、中米裁判決を引用した。しかし一部の学説は、複数沿岸国の存在は内水の条件と両立しないと、この法的前例の価値に疑問を投げかけている。これらのいずれも誤りである。ただし、「フォ湾」を歴史的湾・内水とする点については、同湾を歴史的湾とする要素が揃っているほか、沿岸国の一致した合意があるからである。

湾内の沿岸国の管轄の秩序づけ (ordenamiento) については、各国が異なる管轄水域を主張しているため、争いの元となっている。各沿岸国の領有権の不明確さは漁業権をめぐる紛争をひき起し、「エ」・「ホ」両国は、一九七〇年六月に両国間の海空交通及び「フォ湾」の一般的規制のためにOASが作成した計画を承認した。

(三二ページ) 中米裁が、沿岸国すべての一致した意思に基づいて、「フォ湾」を内海の性格を有する歴史的又は重大な湾 (bahía histórica o vital) と判断したとき、「ホ」は同裁判所に対して「エ」が主張した共有についてのみ留保し、他の点については留保しなかった。

(三四ページ) 歴史的湾について、常設仲裁裁判所は、一九一〇年北大西洋漁業事件判決⁽⁷⁾で、「協定及び確立した

慣行は、それを理由として歴史的湾と呼ばれうる湾を領域として主張する権原となりうる。この主張は、この問題に関する国際法の原則の不在を根拠としている、というべきである。」と判示した。

一九五一年二月一八日のICJ漁業事件判決の要点は、①歴史的湾は内水である、②歴史的湾の根拠は歴史的権原である、の二点である。

(三五―三七ページ) 歴史的湾の概念は、一般原則の例外であり、歴史的権原に基づく。問題は、領海中が一般国際法上確立していなかったために生じた(英国対ノルウェイ漁業事件で、ICJは、英国の歴史的湾に関する湾口一〇カイリ説を、確立した国際法の一般原則とは認めなかった)。

上記常設司法裁判決も云うように、国際規則不在の状態では、つまり、どの湾が内水湾と認められるかの条件が確定されない間は、歴史的湾の理論が援用されるのであって、原則・規則の不在は、歴史的な権原を、一般的に認められた規則を廃止する権原とするものではない。それ故、歴史的湾の理論は、国際法の一般原則が、排他的な国家管轄に服する湾の定義を確定するまで、単に「法の欠如」を避ける方策であり続ける。⁽⁸⁾

(三八ページ) 国連文書A/CN.4/143、三九ページは、「一国が歴史的権原を取得したか否かを決定するには、少なくとも四つの要因を考慮する必要がある。①歴史的権利を主張する国家が、当該空間に権力を行使していること、②この権力行使の継続性、③他の国家の態度、④主張が、経済的必要や国家安全保障といった動機によって、理由づけられていること。」と述べている。中米裁は、湾の地位を、①歴史、②地理、③沿岸国の重大利益の三つの観点から分析した。

(三九ページ) 中米裁は、「フオ湾」を歴史的湾とする根拠として、一九一〇年九月七日の常設仲裁裁判所(以下

PCA)の北大西洋漁業事件判決とそれに付されたドラゴ博士の意見を援用した。PCA判決は、歴史的湾について、協約や確立された慣行は、こうした理由で歴史的と呼ばれる湾を領域として主張する権原となると考えることができ、この主張は、米国が望むような、問題の湾(複数)を三カイリの規則に服させる国際法の原則が存在しないことに根拠を有すると宣言した。

(四二ページ) PCA判決は、「……本裁判所は、一八一八年の英米条約の放棄条項にいう“湾”を、いずれの場合にも容易に決定できるが一般に形容することが困難な特別な地形をもった海岸のえぐれ、という地理的な意味以外に理解することはできない。……この解釈は、各湾毎に評価されるべきすべての個々の事情を考慮に入れなければならない。その中と陸入の深さの関係、湾岸国が湾を守る可能性と必要、沿岸住民の産業にとつての湾の特別な価値、湾から公海上の重要な国際航路までの距離及びその他の一概には云えない諸事情を。」とした。PCAは「湾については、三カイリは、水域が湾の地形及び性格を有しなくなる地点の水域を横切つて引かれた直線から、測定されなければならない。」と判決した。

(四四ページ) PCA判決でバストヴァン判事は、「判決は、米国の湾の領域性の主張にか、わらず、湾が領海であるかという点については沈黙しており、湾の領域的性格は重要でない、とした。従つてこの判決は領海中、岬の原則や湾の問題とは無関係であり、一八五四年一月二三日のワシントン号事件判決の判例としての權威をいさ、かも減じない。これは個別事件に関する決定であつて、判例とはならないし、法の慣習的形成の観点からは何らの興味も有しない。」と述べている。

(四八ページ) ドラゴ博士は、領土湾 (bahias territoriales) を“歴史的湾”と“通常湾”とに区別し、前者は疑

いなく沿岸国に属するが、後者について従うべき基準は条約及び国家の実行がこれを決める、とした。

(五〇一—五二ページ) (ドラゴ博士が引用する、領海中—原則として三カイリーの二倍以内の入口をもつた湾は沿岸国に属するとするウエストレークの学説及び一八八八年—一八九四年の国際法学会で、内水、領海、公海の區別がなされ、また、六カイリをこえて一〇カイリや一六カイリの入口をもつ多くの湾が沿岸国の絶対的主権の下に置かれる例—スコットランドの入江、フランスのカンカル湾(二七カイリ)、カナダのシャラー湾(二六カイリ)—が、あげられたこと、を紹介する。)

(六〇一—六二ページ) 閉鎖海 (mar serrado) の意味するところは、その水域が、①沿岸国に囲まれている、②湾へのアクセスが沿岸国に支配されている、ことである。ボンフィスによれば、沿岸国が複数の場合には、内海 (mar interior) や閉鎖海にはならない。航行は自由でなければならず、湾口を支配する沿岸国は、平時においては、他の沿岸国の独立や存立権を侵害することなく、航行の自由を妨げることはできない。従つて、「フォ湾」はスペイン・中米連邦共和国時代には内海・閉鎖海であったが、その後三沿岸国が独立したので、この性格は失われたことになる。しかし、三沿岸国が同意している場合には、こうした議論は根拠を失う。

(六四ページ) ポリテイスは、「フォ湾」が自然条件から閉鎖海でないとしても、歴史的には、また沿岸国の感情においては、同湾は閉鎖海である、としている。「フォ湾」が閉鎖海の性格を有することは、現代の学説には、複数沿岸国湾は歴史的湾として認められないとするものがあるので、一層重要な点となる。例えば、オッペンハイムは、唯一の例外は湾が閉鎖海の性格する場合であつて、「フォ湾」がこの類型の一例であるとした。⁽⁹⁾

(六七ページ) 中米司法裁は、「フォ湾」の性格規程について四つの基準を示した。①数百年にわたる又は記憶で

きない昔からの平和的かつ継続した支配の意思をもった所有 (possession con animus domini)、②地形、③他の国家の容認 (acquiescencia)。同湾の性格の基礎は、所有の実効性、地理及び重大な利益である。

(六八ページ) (歴史的湾の所有要件については) 「確立された慣行」、「支配」、「主権的所有権」、「主権」、「管轄権」等の用語が行われるが、行使されなければならない権威 (autoridad) の性格について、多くの深い差異があるわけではない。逆に適用されるべき三原則、①権威を及ぼすこと、②この権威が行動に表われること、③その実効性の程度、については殆ど全般的な合意が見られる。⁽¹⁰⁾

しかしながら、問題の慣行は記憶できない昔からのものでなければならぬのであろうか、それとも一定期間続いた慣行でよいのか? (と問いながら、エレラ博士は「時間の作用は重要であるが、その長さは評価の問題である」とする国連文書 A/CN.4/143、四六ページに言及する。) 北大西洋漁業事件で、ICJ は「事実の周知、国際社会の一般的宥恕、英国の立場、問題をめぐる英国の利益、その長期にわたる禁漁は、いずれにせよノルウェイが英国に対し自国の制度を対抗させることを可能とする。」旨判示した。慣行が確立されるには、国際社会の承認 (reconocimiento) が必要なのか、それとも諸国家の一般的宥恕で足りるのか? 疑いのないことは、慣行が主権的権原から派生するすべての特権をもって、沿岸国によって実施されることである。

中米裁は、殆ど四世紀にわたり沿岸諸国が、その「フォ湾」に対する支配 (dominium) と平和的な所有を、その政治的組織、国家安全、衛生、財政関係の行為及び法律制定により確定して来たとのべたが、これらの行為や法律を明示していない。しかし、一八九三年四月五日東グリーンランド事件常設国際司法裁判決が云うように、「立法は主権行使の最も明白な行使の形態の一つである。」

(七六一七七ページ) 中米裁は、外国の黙認を考慮するに当たり、一八五〇年四月一九日のクレイトン・ブルワー条約と国務省のプライアン・チャモロ条約に関する「エ」宛書簡を引用した。フォシルも(この書簡により)米国は「フォ湾」の領海性を認めた、としている⁽¹¹⁾。歴史的湾に関する黙認は、抗議の不在という消極的な態度を意味するのであって、積極的行為は、ここから除かれ、承認のメカニズムの一部を構成する。国連文書、モリス・ブルキャン等⁽¹³⁾も、承認は時の経過とは無関係だが、慣行の成立には時間を要するとしている。受動的態度が、直接関係国(沿岸国や法的に保護される利益を有する国)に見られる時、意味がある。従つて国務省の書簡も、抗議不在の要素とみなされる。

(八六一八七ページ) 一九五一年二月一八日のICJ判決も、「沿岸水域に対する沿岸国の権利を付与するのは、陸地である。……また、今一つの基本的な要素は、海の一定水域と、これを分離し又はこれを囲む陸地との間の密接な関係である。」と述べている。スペインの「フォ湾」に対する始原的な権原は、発見や慣行のみではなく、何よりもその占拠に基づいている。陸地の附属物としての海域には陸地の主権が及ぶ⁽¹⁴⁾。主要部分の所有が附属部分に及ぶための要因は、物理的な地理だけの問題ではない。①「フォ湾」は、スペインによつて発見され、②沿岸地域はスペインにより平定・植民され、③湾水を通じて行われた貿易はスペインの独占に属し、④湾は複数のスペイン裁判所の管轄に編入され、⑤スペインは湾を海賊から守つた。つまり、①湾の島や沿岸地域への支配権の取得、②これらの領域に対する湾水の補完性、③湾水に対する国の権力の行使は、スペインの法的権原を構成するのに十分であつた。

中米裁はスペインの権利取得の権原の究明を怠つたため、湾水を沿岸国に帰属させることの根拠として、「歴史

的湾理論」に依拠せざるをえなかつたのである。

2. 「フォ湾」の内水性

(九三ページ) ジデル⁽¹⁵⁾は、「アレガネアン号事件でドレーパー判事が、チュサピーク湾の歴史的湾としての性格に關して、「この湾は、一國から他國への通路にはなり得ない。」とのべたとき念頭にあつたのは、歴史的湾の理論が無害通航権が實際上ほとんど問題とならない湾に關して、發展して来たことであつた。「複数沿岸国湾」は、無害航行の問題があるから、歴史的湾とは認められないが、「フォ湾」は例外的に歴史的湾として領水 (eaux territoriales) の性格を認められている。中米裁は同湾を閉鎖海としながら、沿岸国の法令により定められる制約内で、すべての國の商船は湾内で無害通航の權利を有するとして、この湾が内水と異なる法的地位を有することを強調する(筆者注Ⅱ前出二、中米裁判決要旨4、⁽¹²⁾参照)。中米裁は、ブライアンⅡチャモロ条約の違法性を証明するためには歴史的湾の理論に立つ必要があり、そうすると「フォ湾」が内水となつて、沿岸國の無害航行権が存在しないこととなるというジレンマに立たされた。一九一七年三月九日判決は偶発事件であつて、湾の理論の本筋を変えなかつた。」とした。スイ⁽¹⁶⁾もジデル同様、「複数国湾は、オッペンハイムがいうように、その沿岸の領海を除き、公海の一部をなし、従来の領海画定の原則の適用を受ける。そこでの通航は自由でなければならぬ。」としながら、オッペンハイム同様、「フォ湾」の領海性は尊重する。

(九六一九七ページ) 複数沿岸国湾にも歴史的湾の理論が適用されるとする学説は、一般にファンディ湾で起つた一八五三年ワシントン号事件とチュサピーク湾に關する一八八三年のアルガネアン号事件を援用する。

ワシントン号事件一八八一年の英米協定で、米國は英國統治下のすべての湾の沿岸三カイリ内での漁業の自

由を放棄した。ファンディ湾沿岸の一部は米国に帰属していたが、英国はこの湾が自己の統治下にある湾であるとして、米国漁船ワシントン号を捕獲した。ペイツ仲裁人は、①英国が援用した岬理論は、一八三九年八月二日の英仏条約によると湾口は一〇カイリまでとしているが、ファンディ湾がビスケイ湾やペンガル湾と異なった地位を有するものとは考えられない（筆者注Ⅱファンディ湾の湾口は六五カイリ）。②英国政府は湾の兩岸は英国に属すると主張するが、湾の岬の一つは米国領内にあり、米国に属するパサマクォディ湾へ向かう船は、ファンディ湾の大部分を横切らざるをえない。という理由で、ファンディ湾は英国領ではなく、ワシントン号の捕獲は違法であるとした。

「ファ湾」の入口は六五カイリもあり、「フォ湾」のそれが二〇カイリに達しないのとは違う。また英国が「ファ」では自国のみの領有権を主張したのに対し、「フォ」ではすべての沿岸国が排他的な主権を有することについて合意がある。さらに、「ファ」では「岬理論」が援用されたが、「フォ」では歴史的湾の理論が援用されている。

(九八ページ)アレガネアン号事件―南北戦争中、チェサピーク湾岸から四カイリの地点に停泊中の商船アルガネアン号が南軍によって捕獲された。アラバマ請求委員法廷は、次の理由で「チェ」湾は完全に米国領有権下にあるとした。①湾口の岬は明らかに一二カイリしか離れていない。②湾に流入する三つの河は完全に米国領内にある。③米国の国境が湾を囲む。④米国史上、この湾は常に領水であるとされ、争われたことがない。⑤国から国への航路とならない。⑥国際法の權威の学説、プリストル海峡・コンセブション湾に関する英国裁判所の判決、グレンジ事件及びデラウエア湾に関する米国政府の立場。

この判決で法廷は、「チェ湾」に米国の主権的な管轄を認めると、他の国の権利が害されるかと問うたが、「フォ」

湾についても国際社会に対して同じ問いかけを行うことができる。

(一〇一—一〇二ページ) 中米裁は、北大西漁業事件におけるドラゴ判事の論旨に依拠したが、ドラゴ判事は、ラプラタ河口に対するアルゼンチンとウルグアイの権利に関して、グローチウスの「一人の王又は一人民にとつて合法的なことは、二ないし三の王や人民にとつても合法的である。もしそれらの者がその領土によつて囲まれた海を所有しようと欲するならば。」との言を想起した。⁽¹⁷⁾ プスタマンテ、アクシオリ、国連事務局も沿岸国の数によつて湾を区別しない。沿岸国への無害航行の権利は、沿岸国が適当な制度について合意することにより、確保できるからである。⁽¹⁸⁾

(一〇二ページ) (複数沿岸国湾に関する法規則の不在)

ヴェルジル⁽¹⁹⁾によれば、「数国湾については、一般に受け入れられた慣習法の規則はない。一九五八年ジュネーブ会議は意識的にこの複雑な問題の解決を避けた。明示的にそのような湾を湾規則の適用から除外した。こうした湾の地域的状况、地形、政治状況は、極めて多様でありうるので、一般的規則をつくることは難しい。一国に属した湾が数国に属するようになる場合には、実定法上のいかなる規則も存在しない。合意によるか、政治・仲裁・裁判への付議を通ずる公平と善による解決しかない。」

ブルム⁽²⁰⁾は、「中米裁判決は、沿岸領域に生じた変化は、湾の法的地位を変える十分な理由にはならない、と暗に考えた節があるが、これは、沿岸国の領海以外は公海とする一般原則に反する。」という。

(一〇四ページ) 実定法規則不在の下では、沿岸国(複数)が、湾の当初の地位を維持するかどうか、合意することができ、この合意は、条約・慣習又は司法的・仲裁的解決の受諾によつても、明らかにされうる。複数国湾は、

最初の地位を形成した諸要素、ことにその地位が沿岸国の共同体によつて受諾され続けていることが、継続することにより、内水としての地位を保持することができる。「フォ湾」の内水性は、沿岸国の一致した意思により、維持されて来た。「フォ」湾が、沿岸の排他的権限水域を除き、自由な海であるとする、湾口の岬と岬の間の空間は、公海と公海を結ぶ「海峡」となってしまう。しかし、中米裁も実定法も学説も、そのような説には言及していないことは、国際社会が、「フォ」湾は沿岸三国に属する国内湾 (bahia nacional) である、と一般的に認めていることを示す。

(一一〇五ページ) 一八七七年イギリス枢密院のダイレクト米國ケーブル社対アングロ・アメリカン電信会社事件判決は、コンセプション湾の領域性に関して、湾の地形・その海域の面積について定説も判例もないとして、そうした場合には、次のような「コ湾」を歴史的湾とする要素の存在を認定すれば足りるとした。①英国政府の長期にわたるこの湾に対する支配権 (dominio) の行使、②英国の主張を他國が黙認して来たこと、③英国法が同湾を英國領の一部であると宣言していること。

「コ」、「フォ」両湾ともに湾口は一九二〇カイリで、唯一の差異は、沿岸國が複数か一國か、の点である。

東グリーンランド事件で、常設司法裁は、一定領域の主権につき判示する場合、通常これを主張する二國のいづれがどれほど主権を主張しているかが、考慮されねばならない。「フォ湾」については、沿岸三国とも、これが専ら三国の主権に属することを認めており、主権主張の対立はない。三国揃つて、国際社会に対して、その特異な地位を主張している。この点は重要で、無視されてはならない。

(一一一ページ) 「フォ湾」の法的地位は、三国の内水である。従つて湾水の制度は明らかに国際法に服しないが、

湾外の水域は服する。沿岸三国は、「フォ湾」が内水である点については一致しているが、三国が湾内で行使する権限の性質と範囲については不一致が見られる。中米裁は湾水を、①沿岸海 (mar litoral) と、②共有区域 (zona de condominio) —すべての国が無害通航権を有する—に分けた。沿岸海と領海 (mar territorial) を混同して、湾の法的性格と矛盾するという者がある(として、カストジョン・フィアヨスやジデルを引用する)⁽²¹⁾。

(一一三ページ) (中米裁判決前後の中米法)

判決前—一八五〇年二月一日「エ」が、ラ・ウニオン湾の密輸取締りに関する政令を發出。一八八七年一月二三日にも同様な政令。一八五〇年—七六年には、「ホ」「エ」両政府は、同じ内容の政令を發布し、お互いに相手国に対し、自国湾内の領海 (mar territorial) で、密輸取締りのための管轄権・強制力の行使を認めた。一八八〇年の両国間密輸防止・通商協定も、お互いに密輸取締りのため、各共和国の権限に属する湾水への立入りを容認した。一八九五年の両国密輸防止協定は、この点を含まず、各国の港湾管理にふれたのみであった。これらの法令から、各国が排他的主権を行使する領海又は海上管理区域があったことがわかるが、その中は示されたことはない。

3. 沿岸三国間の国境

(一一五—一一六ページ) 一八八四年四月一〇日に「エ」・「ホ」間で国境画定協定が結ばれ、両国間の海の境界は太平洋に発し、「フォ湾」内の「エ」に属するメアングラ、コンチャギタ、マルチンペレス及びプンタサカテ各島及び「ホ」に属するエルチグレ、サカテグラランダ、イングレサ及びエクスポシションの各島の間の距離を二分分しつゝ、ゴアスコラン河口で終る。しかし「ホ」議会は、「ホ」代表の越権を理由に、この協定の承認を拒否

した。実際に、同代表は陸上の国境策定の権限しか与えられていなかった。しかしこのとき、「ホ」議会外交委員会は、「ホ」・「エ」両国がその沿岸水域を画定する権利を有することを認めた。いずれにせよ、隣接沿岸国（筆者注Ⅱつまり「ホ」・「エ」両国）は、隣接しない沿岸国（筆者注Ⅱニカラグワ）の参加なしに、湾内海域の境界を画定できるというのが、「ホ」の明白な態度であった。

（一一七ページ）一八八六年九月二十八日「ホ」・「エ」両国は、一八八四年の協定を基礎として陸海の全国境を画定する条約を締結し、八七年には批准書を交換するが、実際の画定は行われなかった。

（一一八ページ）一八九四年一〇月七日には、「ホ」・「ニ」間でゴメスⅡボニヤ協定が調印され、九六年一二月二四日に批准書の交換が行われる。同協定により設置された混合委員会は一九〇〇年六月一二日に、次の内容の「ホ」・「ニ」海境画定案を採択した。①（両国間陸上国境をなす）リオネグロ河の下流のアマティヨから（コシグイナ半島の）コシグイナ火山に向かう両国海岸から等距離の直線を境界とする。②両国から約三七キロはなれた中間点以降、両国海岸から等距離の線をコシグイナ岬の北部とエルチグレ島南部の間の中間点まで引いて、これを湾水分割線とする。

（一二〇―一二二ページ）独立後の「ニ」歴代憲法は、「ニ」の南の国境は太平洋であるとしている。また「ホ」との国境には言及するが、「エ」には全く言及しない。

「エ」の憲法は「コンチャグワ湾」を東の国境、太平洋を南の国境とするが、一八七一年以降は「コ湾」をフォセカ湾というようになった。これは「エ」の主権を一方的に「フォ湾」に拡張したのである、とする「エ」の学者がいる。「エ」憲法も「ホ」との隣接には言及するが、「ニ」には言及しない。

「ホ」の初期の四つの憲法は、「コ」湾を南の国境としたが、その後の憲法は国境を明示していない。⁽²²⁾ スペインは、一八六六年の「ホ」独立承認条約で、「コ湾」を「ホ」の南国境として認めた。

「エ」の一八二四年、一八四一年、一八六四年の憲法はみな「コ湾」を国境とし、「ホ」の一八三九年及び一八四八年の憲法も、同じ「コ湾」を国境とした。よって、両国の態度は、お互いに拘束的となるのに十分である。⁽²³⁾

この義務の源泉は黙示の合意といっても、又は国境の拘束性を確認する慣習法上の規則 (custom) といってもよい。「エ」・「ホ」両国の憲法が、繰り返してこの国境を画定していることは、これらの憲法が硬憲法であるため、なお更に重要である。他方「ニ」はこうした一方的行為に抗議しなかった。こうした要素は、地域的・特別の慣習の存在を認定する根拠となる。⁽²⁴⁾

4. 共有問題

(二二八ページ) 中米裁において、「エ」は、「ニ」が米国に海軍基地を建設する権利を許与することは、「エ」の「フォ湾」に対する共有権を侵害する、と主張したが、「ニ」は、「フォ湾」は沿岸三国に属するが、各国はその海岸に応じた湾の部分に権利を有する、と回答した。「ホ」は「エ」の共有説に抗議し、海岸隣接水域及び「ホ」領の島々に対する排他権を主張した。中米裁は判決で、各国の排他的主権に属する部分と主権共同行使部分の存在を認め、後者についてすべての国の無害通航権を認めた。

(二三〇ページ) 中米裁は、沿岸各国が三カイリの領海を有する根拠を示さなかった。「ホ」はその領水 (aguas territoriales) が尊重されるべしとして抗議したが、それが三カイリの中を有するとは云わなかった。中米裁は、三カイリを認めるに当たって、「エ」の航海・海洋法を根拠として引用したにすぎない。つまり、一国の法律から、

他の国家にも関係する規則 (Regla) を引出した。中米裁は、この水域の存在を証明するいかなる先例も援用しなかった。しかも、「エ」の法律が開かれた隣接海 (mar abierto adyacente) と呼ぶ三カイリの領海を認めたことにより、「フォ湾」が歴史的湾であり閉鎖海の性格を有するとの、一般的な理由づけから離れてしまった。また、中米裁はマニベニ岬とエルティグレ島の間などに、三カイリを超える中の領海を設定する「ホ」・「ニ」間の海境設定を認めるようである。従って、湾内に排他的管轄水域 (zonas de competencia exclusivas) が存在したことは事実であったとしても、「フォ湾」固有の状況に合致しない規則を適用する根拠はなかった。

(一一三一一—三八ページ) 中米裁は「二」の対米基地許与が、「エ」の国家安全をおびやかす、その共有権を侵害するとした。共有の根拠は、完全な区分がなされていないこと、及び以前に沿岸国が一つしか存在しなかったことであり、同裁は「原則として未画定 (indemarcacion) は必ずしも共有を構成しないが、すべての共有は必然的に法律的な意味での未分割を伴う。」と結論する。同裁は、この共有が沿岸国の継続・平和的な慣行によって存在し、「エ」の航海・海洋法の定める一二カイリの沿岸国の管轄が重なり合うことが、更に明白な証拠となる、とした。この共有権に関する一般原則を確立するために、中米裁は主として民法に依拠し、国際法に関しては、シエレスヴィヒルホルスタイン州の共有に関する一八六四年のウィーン条約と一八七六・八四年条約によるチリ・ボリビアの共有の例を引いたのみで、最小限にしか援用しなかった。しかし国際法学説は、私法制度の国際法への単純な転用を承認しない。

また、中米裁は、継続的・平和的慣行によって、共有が存続したとし、地域的慣行の存在を認定するようであるが、*opinio juris sive necessitatis* には言及しない。さらに、原告国は、沿岸国の実行がこの制度の拘束力を認証

していることの証拠も提出しなかった。つまり、共有の証拠が完全に欠けている。実定法と学説は、国家間の合意が、共有の唯一の源泉であることを教える。⁽²²⁾このことは、中米裁が引用した常設仲裁裁判所の北大西洋漁業事件判決によって裏付けられる。同裁は、「この共有は、二主権国の憲法に反するから、国際協約によって独立がどのように変更されたこと及び共有が創設されたことを、証明する必要がある。」とのべた。「二」の中米裁判事（グティエレス・ナヴァス）も同じ意見を明らかにしている。

また中米裁は、湾の区分が不完全なことにも、共有の根拠を求めた。また中米裁は何等の論拠を示すことなく、一九〇〇年の「ホ」・「二」間の海境画定の効力を認め、他の湾水は未分割とした。しかし、湾内の境界画定部分を除き、沿岸国の領有権が全く明確でないとしても、共有の存在を結論することは不当である。アルバニアの国際連盟加入問題に関する一九二四年の常設国際司法裁判所勧告意見がいうように、一國の国境が完全に画定されなければならぬという規則はないのであつて、長期にわたつて不画定の場所があることは珍しくない。

5. 無害通行権

(一三九ページ) 中米裁は、「フォ湾」が三沿岸国に属するとしながら、現実の法の基本関係に合致しない法制を判示した。同裁は、「フォ湾」が閉鎖海であり続けるためにも、またその湾内水域の法制を確立するためにも、沿岸国の合意が必要であることを忘れた。⁽²³⁾中米裁は、湾内に海上監査権を認め、かつすべての商船に無害航行権を認めた。しかし「フォ湾」は、沿岸国のみ航路であり、また内水なので定義上無害航行権は存在しない。

中米裁が、この無害通行権を認めたのは、そうしないと「ホ」が、湾口を支配する二國の情にすぎることなるからである。しかし、第三國の無害航行の権利は、沿岸國の利益に合致する限りにおいて認められるのであつて、

沿岸国は他国に対して湾を閉鎖することもできる。中米裁は、「ホ」が当事者でない訴訟において、湾内航行に關して沿岸国と非沿岸国を差別をする旨宣言することはできないので、「ホ」の権利を守る唯一の方法として、すべての国の無害通航権を宣言したのである。

(一四三ページ) (しかし) 無害通航権に関する学説は一致して、これが領海においてのみ存在するとしている。けだし、領海は公海や他国の領海と接するからである。従つて、内水である「フォ湾」には無害通航権の適用はなく、同湾への第三国の出入は沿岸国の意思次第である。

(一四六ページ) 沿岸国のお互いの間及び国際社会との通行の自由は、開かれた海である領海における国際社会の無害通航権と同じように、必要である。しかし「フォ湾」の内水性にかんがみ、単純比較には注意を要する。同湾では、一般国際法上の領海と類似の海域が、沿岸国からなる限定的な共同体 (*comunidad parcial*) のために存在するのであつて、国際社会一般の必要に応じて存在するのではない。

(一四八ページ) 中米裁は「エ」の航海・海洋法を根拠に、海上監査水域を認めた。「ニ」はこの水域を湾外にのみ、「エ」は湾の内外に認めた。若干の著者⁽²⁶⁾は、海上監査水域は接続水域と同じだといふ。とすると、湾内に公海があることになるが、中米裁は、湾水の湾岸国への所屬は、各沿岸国の権利義務を守るこの水域の存在を妨げないとして、この説をとっていない。中米裁は、領水 (*aguas territoriales*) 以外の湾水の制度を決めないま、三カイリの排他的水域を認めると、「ニ」がこゝに米国の海軍基地を認可する権利をもつことになり、それでは沿岸国の安全がおびやかされ、また、湾内の自由航行に支障が生ずる、と懸念した。そこで、法的根拠の乏しい共有制を宣言することにより、こうした事態を避けられると考えたが、そのために必要なすべての沿岸国の合意は存在

しなかつた。しかし、湾内を内水とするだけで、沿岸国の航行の自由と、外国軍や公権力代表の航行を確実に差し止める根拠が得られる。

(一五二ページ)(中米裁判決後の中米諸国法による沿岸国の権限)「二」は「エ」の申立てに対して、①問題は「二」の領土主権にのみ関するものであり、②紛争には中米以外の国が関係しているので、本件は中米裁の管轄外であるととした。従つて、「二」は判決後中米裁に判決の拘束力を否定する書簡を送つて、以降同裁の機能への参加をとりやめた。他方、「フォ湾」全域に共有権が存在する旨主張した「エ」は、中米裁が沿岸国が排他的管轄権を行使する区域を認めたのにか、わらず、判決を受諾した。

6. 国家実行

一九四五年の「エ」憲法は、「フォ湾」を歴史的閉鎖湾とし、その水域は沿岸三国の共有に属する、と規定した。一九五〇年の「エ」憲法は、「フォ湾」は歴史的湾で、「特別な制度」に服する、と定めた。同年の「エ」政憲議会は、「特別な制度」とは、中米裁判決の定めた制度である、と宣言した。

しかし、中米裁判決の判例としての価値は、実定法と合致するか又はすべての沿岸国の受諾にかゝるが、いずれの事実も認められない。

(一五五—一五六ページ)「二」の一九三九年及び五〇年憲法は、「フォ湾」に言及せず、一般的な表現で、隣接の島及び領海に対する主権を宣言した。また相変わらず「ホ」との地理上の隣接には言及するが、「エ」との隣接には言及しない。

一九五七年の「ホ」憲法は、「二」との国境の有効性及び「フォ」湾内の島に関する権限との関係で、「フォ湾」

に言及するが、それ以外には一般的に領海に対する主権を宣言するにとどまる。一九六五年憲法も殆ど同文を踏襲した。従つて、「ホ」は、「ニ」との国境の有効性と、「ニ」と画定した水域以外の法的に「ホ」に帰属する「フォ湾」水に対する排他的権利を、依然として主張している。

(一五七ページ) (境界画定に関する沿岸国の国家実行) ①「エ」は、「ホ」・「ニ」国境の画定について、何等の宣言をしていない。「ニ」・「ホ」両国は、区分された水域の排他的主権者のように行動している。②湾内の沿岸国排他的管轄水域についての合意は存在しないようである。「エ」は三カイリの水域に対して排他的主権を主張しており、「ニ」にとつては「ホ」との画定部分と、その他の、湾内の中がはつきり決まっていない部分、があり、「ホ」にとつては、「ニ」との画定部分、とその他の湾内における内容を今後明確にすべき、領土権 (derechos territoriales) を享有する部分、がある。

一九六八年四月、「ホ」政府は、リパブリック・オイル・ガス社に、「フォ湾」の陸上の一部及び「ニ」との国境画定水域の一部を含む区域における石油探鉱・開発利権を供与した。

六三年「ホ」空軍は、「ホ」領海内で操業中の「エ」漁船を銃撃した。

六八年八月「ホ」が「エ」漁船を捕獲した。また、三カイリの領水及び、それをこえた水域で伝統的に「ホ」領と考えられている部分を、「ホ」監視船が警邏している。一九七四年一月にも「ホ」領水で操業中の「エ」漁船船員一名が死亡する事件が発生した(筆者注)近年、「ニ」とも時折同様の事件が起き、双方に負傷者が出ている。(一六〇ページ) 中米裁判決は、当時の実定法と合致せず、沿岸国のうち「エ」によつて受諾されたにすぎない。しかし当時の状況 (status quo) は依然として続いている。中米裁判決は、当事国でなかつた「ホ」にとつて判例

としての意味しか持ちえないが、その共有及び排他的水域に関する判示は法的根拠を欠くので、判例としての価値も疑わしい。

(一六三ページ)湾水の制度を決めるためには、沿岸国の合意が必要であるが、そうした合意は排他的管轄水域(筆者注、中米裁のいう「領海」)についてのみ存在する。「エ」は三カイリ説をとり、「ニ」は「ホ」と画定した水域以外における巾を明確にしていない。「ホ」は、「ニ」との境界以外の水域における三カイリ中の適用に抗議したことがない。よって、三カイリ原則は沿岸国の黙認を得ている。

7. 湾外の水域の地位

(一六三ページ)各沿岸国は、「フォ湾」湾水の未画定部分に、三カイリ中の排他的管轄水域を有するようである。また「フォ湾」(外)の隣接水域は、国際海洋法上の原則により決定され、湾内の各国主権行使部分に応じた沿岸国主権に服すること、なろう。

一般国際法は、領海及び大陸棚の存在を、ラテン・アメリカ地域法の発展は、世襲海 (mar patrimonial) を、認める方向にある。

(一六八ページ)湾の閉鎖線(アマパラ・コシグイナ両岬間)が、各沿岸国に属する領海の基線となる。従って、「ホ」領海の基線を決定するためには、原則として、「エ」と「ニ」が権利を有する三カイリ(計六カイリ)の区域を除く必要がある(筆者注)この点は、九二年のICJ判決でも採用されているが、エレラ博士は、「フォ湾」口閉鎖線(約二〇カイリ)から、「エ」・「ニ」両国に属する計六カイリを除いた一四カイリが、「ホ」に帰属すると考えたようである。)

(二) 国連海洋法会議における「ホ」の「フォ湾」の地位に関する主張⁽²⁷⁾

1. 一九七四年七月一七日「ホ」外務省声明

「ホンジュラスは第三回国連海洋法会議において、その正当な利益を最もよく守る立場を主張する……フォンセカ湾は歴史的湾の性格を有し、従ってその湾水の制度の問題は、三沿岸国の排他的管轄に属する。その隣接海域の制度は、湾の入口の自然な地点を始点として、決定される。

2. 一九七四年七月二日カラカスで開催された第三回国連海洋法会議第二会期における「ホ」代表団長マリオ・カリアス大使の発言

「……従ってこゝでは、ホンデュラスにとって特別関心のある二つの問題にわれわれが認める重要性を強調すれば、足りるであろう。

第一点―フォンセカ湾は、各沿岸国に属する部分において、その沿岸国の主権に服する。よって、隣接海域―領海、経済水域及び大陸棚―は、湾内の区域の延長を構成すること。」

第二点―(カリブ海の「ホ」所属の *Las Islas de la Bahía* を「群島」と主張) は省略

3. 一九七四年七月二日「ホ」代表団ロベルト・エレラ大使の第三回国連海洋法会議第二委員会における発言(要約)

(1) 太平洋において、「ホ」は「フォ湾」の沿岸国の一つである。この湾は沿岸国にとって、歴史、地理、沿岸領土に対する湾水の補完的性格、沿岸国の一致・継続した合意によって規定された地位を有する。これによって、

湾水は、現存の境界及び沿岸国間に結ばれる協定にのみ、服する。従つて、湾内に存在する航行の自由は、お互いに自由に交流し、外国商船が湾水を各沿岸国の港への接近路として使用することを許容する国家からなる、限定的な共同体との関係においてのみ、認められる。

(2) 上記湾は、領海及び接続水域に関するジュネーブ条約第七条にいう湾の法的概念に該当するが、その但書は、同条は一沿岸国湾にのみ適用され、いわゆる歴史的湾には適用されないとした。

(3) われわれは、この規定は差別的であると考える。

第一に、沿岸国が独立以来一貫して内水の性格を有すると主張して来た湾を除外するこの規定は、差別的である。この点に関し実定法上の規定がないことは、われわれも知っているが、問題の湾については、沿岸国が領土の継承にかゝらず受諾して来た地位が存在する。「フォ湾」の入口が国際海峡であるとの考えが、かつて表明されたことがない事実によつて、そのような地位の継続が明瞭になる。これによつて、湾の要素が法的に揃つていることが、国際社会によつて認められていることが証明される。

第二に、歴史的湾が湾の法的概念に合致するのに、歴史的湾を湾から除外する有効な理由を見出すことができない。

(その一完)

(1) オッペンハイムは、その国際法一九〇五年初版では、単一沿岸国の領土に囲まれた湾で、湾口がその一方又は両方の岸に築かれた砲台によつて支配されるほど狭いものは、湾口が六カイリを超えても湾岸国の領域に属すると、一般に認められているとした(同版第一卷一九一節二四六ページ)。しかし、一九二〇年発行の同著第三版では、国家実行は数カ国湾を歴史的湾としないが、閉鎖海の性格をもつ湾は別であるとして、一九一七年の中米裁判決を引用した。同判決への言及

は一九五二年の第七版まで踏襲されたが、一九五五年版以降は削除された。ジェニングス等編集のオッペンハイム国際法第九版（一九九二年）は、「フォ湾」に言及しながら、数カ国湾は公海である、としている。Robert Jennings and Arthur Watts, ed., *Oppenheim's International Law*, 9th ed., Vol.1, p.632.

(2) H. Roberto Herrera Cáceres, *Estatuto Jurídico de la Bahía de Fonseca y Régimen de sus Zonas Adyacentes*, Departamento de Publicaciones de la Universidad de Honduras, Tegucigalpa, 1974, pp.15-16.

一九九二年九月二日のICJ判決第三八五節は、同湾の発見者はスペインの航海者アンドレス・ニーニョで、同人が属した遠征隊の守護者であったスペインのブルゴス司教ファン・ロドリゲス・デ・フォンセカの名をとって、湾を命名した（ヒル・ゴンサレス・デ・タヴィラは、遠征を指揮した艦長であった。）としている。

(3) 前出注(1)、著存所収の判決正文（同著二一五ページ以下）参照。

(4) 一九九二年九月二日ICJ判決小田判事個別意見第六節、Lucchini, Laurent, *Le Différend entre le Honduras et El Salvador devant C.I.J.*, *Aspects Insulaires et Maritimes*, A.F.D.I. XXXVIII 1992, pp.448-455, Keith Hight and George Kahale III, *International Decisions*, Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Sal./Hond.: Nicar. intervening) 1992, ICJ Dep.351, AJIL Vol.87, 1993, p.624.

(5) ルソーは、共有の例として、一八五五年の下田条約により、一八七五年に締結された千島・樺太交換条約まで、日露の共同統治下に置かれた、樺太の例をあげている。Rousseau, Charles, *Droit International Public*, t. III, *Les compétences*, SIREY Paris, 1977, p.25

(6) Herrera op. cit., 参照。

(7) 北大西洋漁業事件 R.G.D.I.P. 1912, t. XIX, p.472.

(8) そうだとすると、「フォ湾」については、一九五八年・八二年海洋法条約が、複数国湾を内水湾として認めなかったことを、法の欠如と見ない限り、これを歴史的湾とすることはできない。つまり、海洋法は複数国湾を内水湾としない原則

を規定したのではなく、この点について、いまだに法の欠如が続いていることを認めている」と解釈する必要があることになる。

- (9) オッペンハイムは、複数沿岸国湾を閉鎖湾とした例として、一九一七年の中米裁判決を引用したにとどまり、「フォ」湾が歴史的湾であることはなからず。Oppenheim, *International Law*, Vol. I pp.460-461, 7th edition, 1952
 - (10) 国連文書 A/CN.4/143 p.40.
 - (11) Fauchille, Paul, *Traité de Droit International Public*, 2ème partie, t. I, p.385
 - (12) 国連文書 A/CN.4/143 p.37.
 - (13) Bourquin, Maurice, *Les Baies Historiques*, Mélanges, Sausser-Hall, pp.37-43.
 - (14) Reuter Paul, *Droit International Public*, 4e édition, Paris, Presses Universitaires de France, 1973, pp.143, Vissler, Charles de, *Problèmes de Confins en Droit International Public*, p.39.
 - (15) Gidel Gilbert, *Le Droit International de la Mer*, Paris, Etablissements Melloté, 1934, t. III pp.626-627.
 - (16) Suy, Eric, *Les Goltes et les Baies en Droit International Public*, en *Die Friedenswarte*, p.115.
 - (17) Drago, Luis M., *Un Triomphe d'Arbitrage*, R.G.D.I.P., 1912, t. XIX, Paris, A. Pedone, pp.5-40.
 - (18) 国際法上、単一の国が二つ以上の国によって承継された場合、一般に共有は生じなからず、この国際的でない海域の一部分において、それぞれの国が所有者となる、規則を変える正当な理由はなからず。Antonio Sanchez de Bustamante y Siren, *La Mer Territorial*, Paris, Recueil Sirey, 1930, p.177.
- 「」の点に関し、最良の解決は、ハーヴァード大学法学部法律委員会が提案した、沿岸国が湾を分割する合意(この合意がないときは、各国の領海は海岸の曲折に従うことになる)を行うことであろう。複数沿岸国を有する湾を内水とする」とに反対する通説の根拠とされる、シテルがいう、沿岸国のいずれかが、他の沿岸国の海事関係に絶対的な障害をつくり出すおそれは、沿岸国が湾水の分割に合意するときには消滅する。」Acctoly, Hildebrand, *Traité de Droit International*

Public, t. II, p.155.

- (61) Verzijl, Jean H.W., *Droit de la Mer et Successions d'Etats*, en *Mélanges Basdevant*, pp. 505-506.
- (62) Blum, Yehuda z., *Historic Titles in International Law*, the Hague, Martinus Nijhoff, 1965.
- (21) 「全体として領海と考えられなければならない歴史的確の性格をもつ湾の中に、領海区域を定めることは、矛盾のようには解せられぬ。」Casteljon Fiallos, Michel, *Le Traité Bryan-Chamorro et les Conflits qu'il a provoqués en Amérique Centrale*, these, Association des étudiants de doctorat, Paris, 1925, p.96.
- 「中米裁判所判決は、湾水に領水 (aguas territoriales) の性格のみを与え、歴史湾の性格が要求する内水の性格を与えなかつた……。」Gidel, op. cit., t. III, pp.626-627.
- (22) 「一国の国内法上の行為でも、国際法に直接関係することを対象とするときは、国際法上の認定の要素を形成する。」Gouel, Ivon, *La Coutume en Droit Constitutionnel Interne et en Droit Constitutionnel International*, Paris, A. Pedone, 1932, p.68.
- (23) Rousseau, *Droit International Public*, op. cit., t. I, 1970, p.332.
- (24) Rousseau, Charles, *Recueil des Cours*, 1948, t. 73, pp.220-238.
- (25) 例えは、フランスとスペインは、一八七九年に、フィギエ湾を①仏領、②西領、③共有水域に分けることに合意した。
- (26) Gidel, op. cit., t. III, pp.606-607.
- (27) H. Roberto Herrera Cáceres, *Honduras y la Problemática del Derecho Internacional*, Editorial Universitaria UNAH, 1975, pp.81-82, 87-88, 93-94, 所載。